

平成 28 年 12 月定例会 請願

平成28年請願第 4 号

医療費助成で現物給付を導入している自治体に対する国庫負担金削減の撤廃を求める請願

・受理年月日

平成 28 年 11 月 14 日

・請願の要旨

岩手県の医療費助成制度は、就学前児童及び妊産婦については2016年 8 月より現物給付を導入し、その他の助成対象者は償還払いのみである。

償還払いは、医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻される仕組みであるが、現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済む。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費以上の支払いが不要で、そのため、安心して受診でき、傷病の早期発見、早期治療につなげること、また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要である。

市町村では、償還に係る事務作業や振込手数料が、医療機関では、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要となる。

しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの国民健康保険に係る国庫負担金が削減され、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すことは言語道断である。

ついては、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、国に対して意見書を提出するよう請願する。

請願事項

- 1 国は現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめること。

・請願者の住所氏名

盛岡市盛岡駅前通15-19 盛岡フコク生命ビル 8 階
岩手県保険医協会 会長 南部 淑文

・紹介議員

菊池秀明
木村琳藏

・処理経過

平成 28 年 12 月定例会本会議において、民生常任委員会へ付託しました。

上記項目を記載した請願文書表を全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

・審査結果・採決

平成 28 年 12 月 16 日の 12 月定例会本会議において、遠藤幸徳民生常任委員長から委員会での審査の結果「採択すべき」とする報告があり、採決の結果、賛成多数で「採択」しました。

請願と同趣旨の意見書を委員会提出議案として提出し、可決の上、国の関係機関に対して意見書を提出しました。